

精華町人事行政の運営等の状況

平成27年3月

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況(平成25年4月1日～平成26年4月1日)

職種	H25.4.1～H26.3.31	H26.4.1
一般事務職	3人	14人
土木技術職	1人	0人
保育士	3人	1人
保健師	1人	0人
消防職	2人	2人
計	10人	17人

※国、府等との人事交流等職員は除く

(2) 職員の退職状況(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

【事由別】

退職事由	人数
定年退職	6人
勸奨退職	4人
普通退職	4人
その他免職等	人
計	14人

【職種別】

職種	人数
一般事務職	6人
土木技術職	0人
保育士	4人
保健師・看護師	2人
消防職	2人
調理員	0人
計	14人

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
	平成25年	平成26年		
議会	3人	3人	-	
総務	54人	58人	4人	人事交流増員
税務	17人	17人	-	
民生	66人	65人	△1人	退職不補充
衛生	20人	19人	△1人	退職不補充
労働	-	-	-	
農林水産	7人	6人	△1人	業務の効率化
商工	3人	3人	-	
土木	26人	27人	1人	必要人員確保のため
一般行政計	196人	198人	2人	
教育	23人	24人	1人	退職不補充
消防	51人	51人	-	
特別行政計	74人	75人	1人	
普通会計計	270人	273人	3人	
病院	1人	1人	-	
水道	14人	15人	1人	過年度退職不補充
交通	-	-	-	
下水道	7人	7人	-	
その他	10人	9人	△1人	訪問介護事業の縮小
公営企業等会計	32人	32人		
合計	302人 〔 345 〕	305人 〔 345 〕	3人 〔 0 〕	

※1. 職員数は一般職に属する職員数

※2. []内は、条例定数の合計

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A	平成21年度 の人件費率
平成25年度	千円 11,485,319	千円 2,266,215	% 19.7	% 20.5

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費B/A
		給料	職員手当	期末勤勉	計 B	
平成25年度	人 269	千円 952,892	千円 255,866	千円 378,686	千円 1,587,444	千円 5,901

(3) ラスパイレス指数の状況

区分	平成26年	平成25年	平成24年	平成23年	平成22年
一般行政職	99.5	99.2	99.5	99.7	99.0

(4) 職員の平均年齢及び平均給料月額(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料
一般行政職	40.8 歳	318,439 円
技能労務職	52.6 歳	343,236 円

(5) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区分	給料月額	
一般行政職	大学卒	178,800 円
	高校卒	149,800 円
技能労務職	高校卒	146,700 円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料の状況

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	278,125 円	310,600 円	367,267 円
	高校卒	— 円	281,000 円	341,250 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円

(7) 職員の級別職員数の状況(平成26年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
一般行政職	主事 (技師)	主事 (技師)	係長 主査	課長補佐 主幹 主任主査	課長	課長	部長 参事	
	職員数	10 人	26 人	43 人	55 人	5 人	15 人	7 人
	構成比	6.2 %	16.2 %	26.7 %	34.2 %	3.1 %	9.3 %	4.3 %

(8) 職員の手当の状況(平成26年4月1日現在)

区分	手当の内容等	支給人数	1人当たり 支給月額
扶養手当	1.配偶者 13,000円 2.配偶者以外 1人 6,500円 ・配偶者がいない場合 うち1人11,000円 ※16歳～22歳までの子	146 人	20,300 円

	1人につき加算額 5,000円		
地域手当	給料及び扶養手当の3%	304人	9,700円
住居手当	1.月額12,000円を超える家賃支払者 家賃額に応じて最大27,000円 2.新築・購入後5年未満住宅所有者 1,900円	75人	18,200円
通勤手当	1.交通機関等利用者 (※1ヶ月あたり限度額:55,000円) 2.自動車利用者 往復通勤距離×23日×ガソリン単価 ／10リットル(※限度額:55,000円) 3.自転車等利用者 距離に応じて2,000円～24,500円	238人	7,500円
管理職手当	・部長級:給料月額×12/100+8,000円 ・参事級:給料月額×12/100+7,000円 ・課長級:給料月額×12/100+6,000円	38人	56,800円
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した場合 1時間当たり給与 ×(125/100～160/100)	230人	63,900円
特殊勤務手当	条例に定める著しく危険、不快、不健康 又は困難な勤務に従事した場合 ・伝染病防疫作業(消毒等) 1日230円以内 ・行路死亡人取扱作業(遺体収容等) 1回5,000円 ・休憩時間拘束 隔日勤務:1回2,600円 毎日勤務:1回500円 ・救急救命士業務 1回510円以内 ・災害及び緊急等出動 1回300円以内 ・死亡動物取扱作業 1件2,500円(/従事者数)	53人	26,100円
休日勤務手当	休日等に正規の勤務をした場合 1時間当たり給与×135/100	36人	19,700円
夜間勤務手当	夜間に正規の勤務をした場合 1時間当たり給与×25/100	38人	6,300円
宿日直手当	勤務1回につき 4,200円 ※5時間未満の勤務の場合 2,100円	9人	4,200円
期末・勤勉手当	期末:年間2.60月分 勤勉:年間1.35月分	300人	709,550円

※支給人数及び1人当たり支給月額については、平成26年地方公務員給与実態調査の数値を用いています(平成26年4月分の支給実績で金額は百円未満四捨五入、期末・勤勉手当のみ)

支給人数が平成25年12月支給時、金額が平成25年度支給年額)

(9) 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当
町長	742,500円 (825,000円)	2.90 月分
副町長	655,650円 (705,000円)	2.90 月分
議長	345,000円	2.90 月分
副議長	260,000円	2.90 月分
議員	240,000円	2.90 月分

※()内は減額措置を行う前の金額

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況(平成26年4月1日現在)

(1) 職員の勤務時間(標準的なもの)

1週間の勤務時間	執務時間	休憩時間
38時間45分	8:30~17:15	12:00~13:00

(2) 休暇制度

ア 年次有給休暇

1の年において20日付与され、未取得分は最大20日まで翌年に繰り越すことができます。

■取得状況(平成25年1月1日~平成25年12月31日)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
12,039.5日	2,678.0日	316人	8.6日	22.2%

※対象期間の全てを育児休業、休職等により勤務していない者を除いています

イ 病気休暇

負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に取得することができます。

理由	期間
公務上の負傷又は疾病	その療養に必要と認められる期間
結核性疾患	1年を超えない範囲内でその療養に必要と認められる期間
上記以外の負傷又は疾病	6月を超えない範囲内でその療養に必要と認められる期間

ウ 特別休暇

次に掲げる理由のため、職員が勤務しないことが相当である場合に取得することができます。

理由	期間
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認められる期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	その都度必要と認められる期間
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで別表第5に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合	1の年において5日の範囲内の期間
結婚する場合	10日(週休日を除く。)以内の期間
8週間(医師又は助産師の妊娠障害証明に基づく場合)にあっては10週間、多胎妊娠の場合にあ	出産の日までの申し出た期間

つては14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合	
女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
生後1年に達しない生児を育てる女性職員が授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間(ただし、必要と認められる場合は1日1回60分以内とすることができる。)
職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合	出産予定日の前後1か月の範囲内で3日又は3回以内
職員の親族(別表第4の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
配偶者、親子及び兄弟姉妹の法要をいとなむ場合	1日
夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合	1の年の7月から8月までの期間内において3日
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は破損した場合	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害による交通遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定に基づく交通遮断又は隔離により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間
交通機関の事故等の不可抗力の事故の場合	その都度必要と認められる期間
妊娠中の女性職員が医師等の保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回とし、その都度必要と認められる期間
女性職員が生理日に勤務することが著しく困難である場合	1回について2日以内で必要と認められる期間
所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止(台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含むものとする)	その都度必要と認められる期間
職員の養育する子供が官公庁が行う健康診断及び予防接種を受ける場合	子供が小学校に入学するまでの間で、半日を超えない範囲内で必要と認められる期間
職員の養育する子供の授業参観に出席する場合	子供が保育所又は幼稚園に入所又は入園したときから中学校を卒業するまでの間で、半日を超えない範囲内で必要と認められる期間
自動車等の運転免許証の更新手続の場合	半日以内で必要と認められる期間
職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合	申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる期間。ただし、申出又は検査、入院等に係る証明書を要す。
職員の養育する子供が負傷、疾病のため看護を必要とする場合	子供が満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間で、1の年において5日(2人以上の場合は10日)以内
職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母、並びに同居の祖父母及び兄弟姉妹等で負傷、疾病又は老齢により看護を必要とする場合	1の年において5日(2人以上の場合は10日)

職員の養育する子供の入園式、入学式、卒園式及び卒業式に出席する場合	子供が15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に限り、4時間の範囲内で必要と認められる期間
前各項のほか、町長が定める場合	その都度必要と認められる期間

エ 介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母、並びに同居の祖父母及び兄弟姉妹等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する6月の期間内において必要と認められる期間を取得することができます。

■取得状況(平成25年1月1日～平成25年12月31日)

区分	取得者数
男性職員	0人
女性職員	0人

(3) 育児休業

育児休業には3歳に満たない子を養育するために休業することができる育児休業制度と、同じく3歳に満たない子を養育するために1日の勤務時間の一部について勤務しないことができる部分休業制度があります。(※部分休業は就学前までの子が対象となっています)

■取得状況(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

区分	前年度からの継続者数		平成26年度新規取得者数	
	育児休業	部分休業	育児休業	部分休業
男性職員	0人	0人	1人	0人
女性職員	4人	0人	3人	0人

4. 職員のサービスの状況(平成26年4月1日現在)

(1) 職務に専念する義務の免除

内容
町の特別職として職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
職務に関連ある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ねその職に属する事務を行う場合
当該地方公共団体の行政の運営上、その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合
国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受け講演、講義等を行う場合
職員の教養を目的とする講習会、講演会、その他これらに類するものであつて当該地方公共団体若しくは国、他の地方公共団体、学校、その他の団体が行うものに参加する場合
国又は地方公共団体の実施する競争試験その他の試験を受ける場合
地方公務員法第46条又は第49条の2第1項の規定により、措置の要求若しくは不服申立てをする場合
法第55条第11項の規定により、当局に不満を表明し、又は意見を申し出る場合
消防団員又は水防団員としての職を兼ね、消防若しくは水防のため出勤し、又はその職に必要な訓練を受ける場合
教育公務員特例法第21条第1項の規定により教育に関する他の事業又は事務を行う場合
前各号に掲げるもののほか、町長が特に認める場合

(2) 営利企業等従事許可

許可要件(全てを満たしていること)
職務の遂行に支障を及ぼすおそれがない

職員が占めている職と兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別の利害関係がなく、又はその発生のおそれがない
職員の身分上ふさわしからぬ性質をもたない

5. 職員の研修の状況(平成25年度)

(1) 町主催研修

内容	受研者数
新規採用職員研修	10 人
決算見込事務研修	107 人
行政評価研修	35 人
メンタルヘルス研修(2回開催)	21 人
女性の健康問題に関する研修	10 人
身近な健康問題に関する研修(3回開催)	52 人
生活習慣病に関する研修	2 人
予算等研修	103 人
情報セキュリティ研修	216 人

(2) 派遣研修

ア 京都府(財団法人京都市町村振興協会)

内容	受研者数
新規採用職員	9 人
5年目研修	5 人
10年目職員	2 人
監督者	6 人
法制執務(基礎)	7 人
法制執務(応用)	1 人
チーム型政策研究	2 人
問題解決	2 人
意識改革・行動研究	3 人
クレーム対応	1 人
ファシリテーション	1 人
コーチング	1 人
メンタルヘルス	3 人
手話	5 人
税務(初任者)	2 人
税務(固定資産税/非木造家屋)	1 人
財政(初任者)	1 人
エクセル	4 人
トップセミナー	3 人

イ 全国市町村国際文化研修所(国際文化研修所)

内容	受研者数
----	------

基礎から学ぶ地域の国際化と自治体、協会、住民の割合	1人
外国人スタッフエンパワーメント	1人
地方公営企業経営の基本	1人
新地方公会計制度の実務	1人
保育士・幼稚園教諭のための保育行政	1人
固定資産税課税事務(家屋)	1人
自治体の自律的な財政運営	1人
シニアマネージャー	1人
地域防災力の向上	1人
災害時における外国人への支援	1人

ウ 市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)

内容	受研者数
自治体経営短期セミナーⅡ	1人

エ 京都府立消防学校等

内容	受研者数
消防職員初任教育	2人
特別消防(部隊合同)訓練	3人
兵庫県下消防長会火災調査研修会	1人
第10回火災調査事例研究会	1人
大阪市火災調査事例発表会	1人
全国消防長会東近畿支部消防技術研修会	1人
火災調査事例発表会	1人
調査技術会議	2人
全国消防長会東近畿支部火災科学研修会	1人
特別消防(部隊合同)訓練の見学について	3人
惨事ストレス初級研修	1人

(3) その他専門研修等

内容	受研者数
出納事務の合理的運用実務	1人
固定資産土地評価実務研修会	1人
廃棄物行政担当者研修会	1人
キッズ・サポーター・スキルアップ講座	2人
文章の書き方講座	1人
連続自治体特別企画セミナー	6人
自治体業務改善セミナー	1人
海外経済セミナー(観光分野)	1人
法制執務実践セミナー	2人
新版K式発達検査	1人
公有財産・公共施設の管理有効活用をめぐる取り組み	1人
京都府女性の船	1人

※これらの研修等以外にも計画的に各種専門技能講習の受講を行っています

6. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理の状況(平成25年度)

職員と産業医から構成した安全衛生委員会を設置し、危険防止や健康管理のための各種事業を実施しています。

ア 健康診断等

区分	受診者数
----	------

定期健康診断	461人(正規職員279人、臨時職員182人)
巡回健診	224人(正規職員)

イ 健康管理に関する研修会等

【研修会】

内容	参加者数
メンタルヘルスに関する研修会(2回開催)	延べ21人
女性の健康問題に関する研修会	10人
身近な健康問題に関する研修会(3回開催)	延べ52人
生活習慣病に関する研修会(特定保健指導)	2人

【産業医による個別健康相談】

年間11回、延べ42人

(2) 職員の公務災害等の状況(平成25年度)

職員の公務上の災害又は通勤による災害に対して補償を行います。

認定及び補償は、地方公務員災害補償基金京都府支部が行っています。

区分	認定件数
公務災害	1件
通勤災害	0件

(3) 職員の共済制度の状況(平成26年4月1日現在)

地方公務員法第43条に基づく共済制度については、京都府市町村職員共済組合により事業が実施されています。

ア 短期給付(健康保険)

イ 長期給付(共済年金)

ウ 福祉事業(人間ドック、宿泊、貸付、貯金等)

(4) 職員の福利厚生(平成26年4月1日現在)

地方公務員法第42条に基づく厚生制度については、財団法人京都府市町村職員厚生会及び精華町職員互助会により事業が実施されています。

【財団法人京都府市町村職員厚生会】

・医療費助成・見舞金等の給付事業やスポーツ大会等の元気回復事業等の実施

【精華町職員互助会】

・会員相互の親睦を深めるレクリエーション、旅行等の事業の実施

公平委員会の業務の状況(平成25年度)

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

該当なし